

■ 幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）のご案内

～預かり保育について～

幼稚園・認定こども園（1号認定・教育利用）の中には、教育時間の前後に在園児を対象に「預かり保育」を実施している園があります。保護者の就労などや急な用事の場合に利用することができます。「預かり保育」の実施状況は園によって異なるため、利用方法や料金は各園にお問い合わせください。

幼児教育・保育の無償化により、保育の必要性の基準を満たす方で、幼稚園・認定こども園（1号認定）が実施する預かり保育を利用した場合は「子育てのための施設等利用給付」を受けることで、実質保護者の負担がなくなります。

1 幼児教育・保育の無償化の対象

【対象者】

以下のいずれも満たす方が対象です。

① 1号認定を受け、幼稚園・こども園に在園している、3歳児（3歳の誕生日後の4月1日）から5歳児（小学校就学前）

② 保護者の就労などにより保育が必要な児童

※満3歳児（3歳の誕生日から最初の3月31日までにある児童）は市民税非課税世帯のみ対象です。

※すでに保育認定を受け、認定こども園を利用している方は対象となりません。

【保育の必要性の基準】

保護者の状況	利用期間
月64時間以上の就労	就労が続いている期間
妊娠中または出産後間がないこと	産前産後計5か月間
病気や怪我のため、又は精神や身体に障害があること	事由が解消した月の末日まで
同居親族を常時介護又は看護していること	介護・看護が継続している期間
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	災害復旧に従事している期間
求職活動を行っていること	3か月以内
学校等に在学又は職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	通学期間中
虐待やDV被害によるおそれがあるとき	必要と認められる期間

2 支給限度額

給付額は、1日あたり450円、月額では11,300円が上限となります。ただし、預かり保育の保育料が上限額を下回る場合は、保育料が支給限度額となります。

また、満3歳児のお子さんの場合の支給額は、1日あたり450円、月額では16,300円が上限となります。

なお、おやつ代などはこれまでどおり保護者の負担になります。

3 給付を受けるための手続き手順

「子育てのための施設等利用給付」を受けるための手順は次のとおりです。

◆手順1

保育の必要性の
認定（認定申請）

◆手順2

預かり保育料を
園に支払い

◆手順3

預かり保育料を
市へ請求（給付
申請）

◆手順4

市から保護者へ
支払い（3か月
ごと）

4 保育の必要性の認定申請

預かり保育を利用する場合で「子どものための施設等利用給付」を受けるためにはあらかじめ認定申請の手続きが必要です。

◆提出先 山武市役所子育て支援課

◆提出期限 利用希望前月10日まで（制度開始時と年度当初4月は別途設定）

◆提出書類

・預かり保育を利用するすべての方が必要な書類

①子育てのための施設等利用給付認定申請書

②保育が必要であることを証明する書類（次頁の表のとおり）

※様式は市役所及び各園にあります。

※保護者及び18歳以上65歳未満の同居されている方全員分必要です。

・その他該当する方のみ必要な書類

本年1月1日に山武市に住所がなかった方は下記の書類のいずれか1点（コピー可）が必要です。

①会社員など、給与から市民税・県民税が天引きされている方

「本年度給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」

②自営業等、市町村が発行する納税通知書で市民税・県民税を納めている方

「本年度市民税・県民税納税通知書の税額等の明細がわかるページ」

③ ①②がない方

本年1月1日現在で住民登録していた市町村が発行する「本年度課税（非課税）証明書（所得控除額が記載されているもの）」

【保育が必要であることを証明する書類】

保護者の状況	証明書・申立書・添付書類等	
給与所得の方	就労（内定）証明書	
自営業の方	自営業等就労状況申立書	事業の確定申告書控え（税務署收受印あり）/個人事業の開業届/営業許可証/法人登記簿/事業内容の分かるもの又は取引明細書
妊娠中・出産後の方	母子健康手帳の保護者氏名欄と出産予定日がわかるページの写し	
病気または怪我をしている方	主治医の意見書（①保護者等疾病）	山武市の様式と同様の記載がある医師の診断書であれば可
障害者手帳等の所持者	身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳	
同居する親族を介護・看護している方	主治医の意見書（②保護者等介護看護付添）/介護認定証/身体障害者手帳/精神障害保健福祉手帳/療育手帳	
災害等の復旧にあたっている方	罹災証明書/被災証明書	
求職活動に専念している方 起業準備をしている方	求職活動申立書	ハローワーク登録証（ハローワークに通っている場合には添付）
学校で修学している方 職業訓練校に在籍している方	①在学、在校証明書 ②カリキュラム、時間割表等、授業時間が確認できるもの	
児童虐待又はDV被害の理由により必要と認められる場合	保育理由申立書	
その他市長が特に保育が必要な状態であると認める場合	保育理由申立書	

5 預かり保育料の請求（給付申請）

認定申請をいただきましたら、市で審査をし、保育の必要性の要件を満たす場合は、市から保護者様宛てに認定通知書を送付します。

預かり保育料は、これまでどおり保護者の方から園へお支払いいただきます。

預かり保育料分の「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、給付申請が必要です。

園が発行する預かり保育料にかかる領収書などを添付して、支給申請書を山武市役所へ提出します。山武市で申請書類を審査後、保護者の指定する口座へ支給します。

詳しい手続きについては、認定通知書を送付するときに別途ご案内します。

【問い合わせ先】

山武市子育て支援課幼保こども園係
〒289-1392 山武市殿台 296 番地
☎ 0475 - 80 - 2632